

様式第6号（第5条関係）

令和5年 4月 13 日

酒田市議会議長 高橋千代夫 殿

会派名 市政研究会

代表者名 佐藤 弘

令和 4 年度政務活動費報告書の提出について

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり  
令和4年度政務活動費報告書を提出します。



## 1 政務活動の成果

調査研究費では参議院会館において総務省、文部科学省、内閣府の3つの中央官庁の諸施策について調査・情報収集を行った。

総務省では「自治体DX推進の背景・意義」について、自治体DX推進の背景・意義、推進計画、重点取り組み事項等について確認できた。自治体DX推進手順書参考事例集に本市DXの取り組みが掲載されていた。

文部科学省では、教師等の指導体制の充実と働き方改革のためのマンパワーの増員について、文部科学省の現場目線での熱い思いが実感できた。

内閣府では、こども家庭庁設置の背景、経緯、概要について確認できた。各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整権限を一本化することであった。

三鷹市の「三鷹中央防災公園・元気プラザ」を視察し、調査・研究を実施した。災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造施設。平時は「市民の元気創造の拠点」災害時は「災害対策拠点」の機能等を担う。市民目線の施設であった。

## 2 収 入

政務活動費 825,000円

## 3 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	197,340	交通費
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	1,392	コピー代
資 料 購 入 費	60,110	書籍 (D-ファイル) 購入費
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	258,842	

## 4 残 額

566,158円

(注) 備考欄には主たる支出の内訳を記載する。

様式第8号 (第5条関係)

政務活動費支出内訳書

支出科目

- ① 調査研究費
- 4. 広聴費
- 7. 資料作成費
- 10. 事務所費

- 2. 研修費
- 5. 要請・陳情活動費
- 8. 資料購入費

- 3. 広報費
- 6. 会議費
- 9. 人件費

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額 (円)	備 考
1	R4. 11. 15	視察旅費 (11/16~17)		197,340	領収書・支払報告書
		齋藤美昭、江口暢子、佐藤弘 参加			領収書・支払報告書
		11/16 総務省、文部科学省、内閣府	酒田市旅費規程による		領収書・支払報告書
		11/17 東京都三鷹市「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」視察・調査			領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
合 計				197,340	

市政研究会 行政視察行程表

令和4年11月16日(水)～17日(木)

月 日	発 駅		着 駅		連 絡	視察地及び内容	宿 泊
11/16 (水)	庄内空港	8:45	羽田空港	9:50	ANA396便	○中央省庁ヒアリング ・総務省 「自治体DX推進計画について」 ・文部科学省 「教師等の指導体制の充実と働き方改革について」 「GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速」 ・内閣府(こども家庭庁) 「こども家庭庁の設置について」 参議院議員会館 〒100-0014 千代田区永田町2丁目1-1 TEL:03-3581-3111(参議院代表電話)	<宿泊>赤坂陽光ホテル 〒107-0052 東京都港区赤坂6-14-12 TEL:03-3226-5489
	羽田空港	10:09	浜松町	10:28	東京モノレール		
	浜松町	10:37	有楽町	10:42	JR山手線またはJR京浜東北線		
	有楽町	10:53	永田町	10:56	東京メトロ有楽町線		
	昼 食						
	○ 中央省庁ヒアリング (13:00~16:30)						
	永田町		表参道		東京メトロ半蔵門線		
	表参道		赤坂		東京メトロ千代田線		
夕 食 ・ 宿 泊							
11/17 (木)	赤坂	8:42	国会議事堂前	8:43	東京メトロ千代田線	○三鷹市行政視察 「三鷹中央防災公園・元気創造プラザの概要について」 三鷹市議会事務局 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号 TEL:0422-44-0249 Fax:0422-45-1031	
	国会議事堂前	8:51	四谷	8:55	東京メトロ丸の内線		
	四谷	9:01	三鷹	9:25	JR中央線快速		
	三鷹	9:32	三鷹市役所前	9:41	小田急バス		
	○ 三鷹市行政視察 (10:00~12:00)						
	三鷹市役所前	12:21	三鷹	12:41	小田急バス		
	三鷹	12:53	神田	13:22	JR中央線快速		
	神田	13:28	浜松町	13:34	JR山手線またはJR京浜東北線		
	浜松町	13:40	羽田空港	13:58	東京モノレール		
	昼 食						
羽田空港	15:55	庄内空港	16:55	ANA397便			

《参加者》 ◎市政研究会 齋藤美昭会長、江口暢子議員、佐藤弘議員

# 旅程明細書

市政研究会

旅行日	発地名	鉄道km	特急km	航空運賃	その他	日当	金額
	着地名	鉄道運賃	特急料金	船賃	金額	宿泊料	
11月16日	酒田				バス	3,000	18,610
	庄内空港				810	14,800	
	庄内空港			40,940			40,940
	羽田空港						
	羽田空港						660
	東京特別区内	660					
11月17日	東京特別区内					3,000	3,480
	三鷹	480					
	三鷹				バス		620
	東京特別区内	400			220		
	東京特別区内						660
	羽田空港	660					
	羽田空港						0
	庄内空港						
	庄内空港				バス		810
酒田				810			
						※1人分	65,780
						※3人分	197,340

(備考) ※市政研究会

11/16~17 市政研究会会派視察 東京都千代田区、東京都三鷹市

航空機利用要件⑥に該当

◆参加者: ◎齋藤美昭会長、○江口暢子幹事長、佐藤弘議員

eチケットお客様控  
ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPTこのバーコードを  
出発時保安検査場  
搭乗口でタッチ!保安検査場は出発の20分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください搭乗者名: サトウ ヨシアキ様  
PASSENGER NAME確認番号: 293 453 245 合計運賃額(税込): ¥40,940  
CONFIRMATION NO FARE (TAXINCL)発行所: ニホンカイトラベル/AT  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 庄内 SHONAI	ANA 396便	11月16日	出発 DEPARTURE 8:45発	152	22C	通路側 SKIP
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS バリューID		到着 ARRIVAL 9:50着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010336734640015		備考 REMARKS 直接保安検査場へ
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月16日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日			
[2] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 397便	11月17日	出発 DEPARTURE 15:55発	190	19K	窓側 SKIP
到着 ARRIVAL 庄内 SHONAI	運賃種別 FARE BASIS バリューID		到着 ARRIVAL 16:55着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010336734640026		備考 REMARKS 直接保安検査場へ
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月17日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日			

## 備考

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に附ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

## 搭乗について

- 航空券は、券面の名義変更および第三者への譲渡はできません。また、ご申告のあった搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講ずることも含めお知らせします。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 航空券は、予約のある場合、当該便に限り有効です。
- 予約のない場合、特定の運賃を適用し別便の定めがある場合を除き、発行日(納入日(※))およびその翌日から起算して1年間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

## 払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
- 払戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

## ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222(全国一律料金)  
コミュニケーター対応時間 8:00~20:00

令和5年4月20日

さいとう よしあき 様

株式会社日本海トラベル

代表取締役社長 大場 直人

庄内町余目字矢口 97-1

TEL 0234-43-4312

## 「航空券お名前登録ミスの件」

いつも大変お世話になっております。

過日、11/16 庄内/羽田 ANA396 便および 11/17 羽田/庄内 ANA397 便の手配の際、  
サイトウ ヨシアキ 様と入力すべきところ、サトウ ヨシアキ 様 と弊社が入力ミスをしてしま  
いました。ご迷惑をおかけしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。

今後とも今までと変わらぬご愛顧をいただけますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



A STAR ALLIANCE MEMBER

# eチケットお客様控 ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

このバーコードを  
航空券の身分証明書  
としてご利用ください



保安検査場は出発の20分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: エグチ ヨウコ様  
PASSENGER NAME

確認番号: 293 453 245 合計運賃額(税込): ¥40,940  
CONFIRMATION NO FARE (TAXINCL)

発行所: ニホンカイトラベル/AT  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 庄内 SHONAI	ANA 396便	11月16日	出発 DEPARTURE 8:45発	152	22A	窓側 SKIP
直接保安検査場へ						
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS パリュード		到着 ARRIVAL 9:50着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010336734638011	備考 REMARKS	
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月16日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日			
[2] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 397便	11月17日	出発 DEPARTURE 15:55発	190	19H	通路側 SKIP
直接保安検査場へ						
到着 ARRIVAL 庄内 SHONAI	運賃種別 FARE BASIS パリュード		到着 ARRIVAL 16:55着	航空券番号 TICKET NUMBER 1010336734638022	備考 REMARKS	
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月17日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日			

### ご案内

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

### ご購入について

- 航空券は、券面の名称変更および第三者への譲渡はできません。また、ご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講ずることも含め対応致します。
- ご利用になる便に適用される運賃種と、ご購入時の運賃種が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 航空券は、予約のある場合、当該便に限り有効です。

予約のない場合、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日)およびその翌日から起算して1年間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日

- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

### 払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
- 払戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

### ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222 (全国一律料金)  
コミュニケーション対応時間 8:00~20:00



eチケットお客様控  
ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT



保安検査場は出発の20分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: サトウ ヒロシ様  
PASSENGER NAME

確認番号: 293 453 245 合計運賃額(税込): ¥40,940  
CONFIRMATION NO. FARE (TAXINCL.)

発行所: ニホンカイトラベル/AT  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO.	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 庄内 SHOWAI	ANA 396便	11月16日	出発 DEPARTURE 8:45発	152	22B 中央	SKIP
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS パリュース1D	到着 ARRIVAL 9:50着	航空券番号 1010336734639013	備考 REMARKS	直接保安検査場へ	
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月16日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.	運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日				
[2] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 397便	11月17日	出発 DEPARTURE 15:55発	190	19J 中央	SKIP
到着 ARRIVAL 庄内 SHOWAI	運賃種別 FARE BASIS パリュース1D	到着 ARRIVAL 16:55着	航空券番号 1010336734639024	備考 REMARKS	直接保安検査場へ	
航空券有効期限 INVALID AFTER 2022年11月17日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.	運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2022年11月2日				

ご案内

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

ご搭乗について

- 航空券は、券面の名称変更および第三者への譲渡はできません。また、ご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の運賃金を申し受けるか、状況によっては法的手段をとることも含め対応致します。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 航空券は、予約のある場合、当該便に限り有効です。  
予約のない場合、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日(※))およびその翌日から起算して1年間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
- 払戻の際には、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻の際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻は発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0670-028-222(全国一律料金)  
コミュニケーション対応時間 8:00~20:00

1 日 時 令和4年11月16日(水) 13:00~16:30

2 調査地 参議院議員会館(担当省庁:総務省、文部科学省、内閣府)

3 目的 (1)自治体DX推進計画について(総務省)  
(2)教師等の指導体制の充実と働き方改革について(文部科学省)  
①小学校における少人数学級の計画的整備  
②小学校高学年の教科担任制の推進  
③GIGAスクール構想の着実な推進  
(3)こども家庭庁設置について(内閣府)

4 調査者 齋藤美昭、江口暢子、佐藤弘

5 調査の概要



<齋藤会長挨拶>

(1)自治体DX推進計画について(総務省)

①自治体DX推進の背景、意義

・これまでの地方行政改革により職員数は減少。2040年には、さらに少ない職員数での行政運営が必要となる。「行政手続きのデジタル化」「情報システムの標準化」「AI等の活用」「人材面での対応」「個人情報保護制度」等、DXの推進は必須である。

②自治体DX推進計画

○自治体におけるDXの推進体制の構築「組織体制整備」「デジタル人材確保・育成」「計画的取り組み」

○重点取り組み事項。自治体の業務システムの改革

- ・自治体情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・行政手続きのオンライン化
- ・AI、RPAの利用促進
- ・セキュリティ対策の徹底

○ICT化は業務本位だが、DXは住民本位。

③その他

- ・一例として、北見市では「ワンストップ窓口」の実現。
- ・デジタル人材確保・育成への支援。デジタルによる広域合併、都道府県が市町村に支援。
- ・マイナンバーカード申請が57.7%。申請を進めるために、「カードそのものをなくして内容をスマホに入れる。」「受け取りに行くのが面倒→郵送も視野に。」「ポイントの良さをもっとアピールする。」等も考えている。



<成果>

自治体DX推進手順書参考事例集に、「ワークショップを通じたDX気運の醸成」として、本市の取り組みが掲載されていた。本市DXの取り組みが進んでいることを実感できた。

意外と市民に伝わっていないかもしれない。DXの推進には、市民への啓発や周知・協力がかせないと実感できた。今後の課題である。

(2) 教師等の指導体制の充実と働き方改革について (文部科学省)

① 小学校における少人数学級の計画的整備

- ・昭和22年、小学校50人以下。
- ・平成23年、小学校1年生35人。
- ・令和3年、義務教育標準法一部改正。  
小学校2年生から令和7年度まで年次計画で順次35人。
- ・中学校の35人学級は、小学校での効果検証を踏まえて進めたい。

② 小学校高学年の教科担任制の推進について

- ・令和4年度より、小学校高学年に教科担任制を導入。令和7年度まで毎年度950名の定数改善。4年間で3800名の定数増となる。
- ・加配措置も考えると10000人程度の増が見込まれる。
- ・週あたりの授業時数を3.5コマ減らしたい。

③ GIGAスクール構想の着実な推進

- ・端末活用の日常化。端末の効果的活用。
- ・利活用は進んでいる。ただ、地域、学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている。地域差、学校差、教師差の解消が課題。
- ・地域間格差を解消するため、都道府県教育委員会にGIGAスクール運営支援センター設置。主な業務は、学校DX支援リーダー、ヘルプデスクの運営及びサポート対応、
- ・「ICT支援員」。4校に1人の予算(地方財政処置、地方交付税の措置をしている)。首長、財政当局に確認して欲しい。GIGAスクール構想が進めば進むほど「ICT支援員」は必要になる。
- ・通信環境の整備が課題。

④ その他

- ・SSSと学習指導員は、全校配置できる見込み。
- ・校務デジタル化の推進。統合型校務支援システムの充実。
- ・デジタル教科書(小学校では、英語は全校+1教科)。いずれは、すべての教科をデジタルに。当面はデジタルと紙の併用を考えている。
- ・情報モラル教育の推進
- ・セキュリティ基盤確保



<成果>

文部科学省は、人員増の予算要求をしているが、小学校高学年の教科担任制(3800人=950人×4年分)の予算は確保できたが、全国に約19000ある小学校に配置するには、まだ足りていない。本市に何人配置されるのか、確定していない。SSSや学習指導員の配置も含め、マンパワーの増員を願うばかりである。

### (3) こども家庭庁設置について (内閣府)

#### ① こども家庭庁設置の背景

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・「子供」は18歳まで。あえて「こども」にして、年齢の壁を取る。
- ・「児童虐待」令和3年度過去最高値（心理的虐待、面前DV、親の交際相手の加害・・・）
- ・こどもの貧困
- ・ヤングケアラー、核家族化、本人や家族に自覚がない。

#### ② こども家庭庁検討経緯

- ・令和3年 9月「こども政策の推進に係る有識者会議」
- ・令和3年12月「こども家庭庁設置法案等準備室」設置（内閣官房）
- ・令和4年 6月「こども家庭庁設置法」「こども基本法」成立
- ・令和5年 4月「こども家庭庁設置」（予定）内閣府の外局として設置

#### ③ こども家庭庁の概要

##### 1) こども家庭庁の必要性、目指すもの

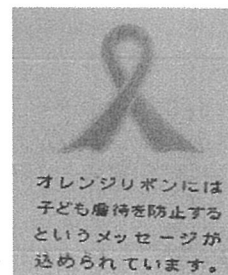
- ・こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の推進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする。

##### 2) 内部組織

- ・「司令塔部門」「成育部門」「支援部門」の3部門体制。

#### ④ その他

- ・トライアングルプロジェクト（文科省、厚労省）は、こども家庭庁と教育委員会で。
- ・就学指導委員会は、今までどおり。
- ・こども家庭センター設置
- ・ヤングケアラーコーディネーター（元教員、元市役所職員、民間団体など多様な人材）



#### <成果>

こども家庭庁設置の背景や必要性について、こどもと家庭の福祉の推進・保健の向上等本市福祉行政にも活かしていくことができる。

政務活動費会派調査報告書

市政研究会

1 日 時 令和4年11月17日(木) 10:00~12:00

2 調査地 東京都三鷹市

3 目的 (1)「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の概要について

- ①「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の設置計画、考え方について
- ②「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の現状と運営方式について
- ③ 今後の課題と方針について

4 調査者 齋藤美昭、江口暢子、佐藤弘

5 調査の概要

(1) 三鷹市の概略

三鷹市は武蔵野台地の中央部南端にある。面積は16.42km<sup>2</sup>。人口188462人(令和2年1月1日現在)。2009年より小中一貫教育校を全市で展開している。

未来に向けて広がる「防災」と「元気創造」のまちづくりを掲げ、市民の皆様へ安全・安心に快適に公共施設を利用していただくため、公共施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進める「都市再生」を三鷹市基本計画の最重点課題として位置づけ、学校、保育園やコミュニティ施設等の建て替えや改修を「予防保全」の考えで進めている。その中核的施設といえるのが平成29年4月1日オープンした「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」である。

(2) 「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の概要について

①「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の設置計画、考え方について

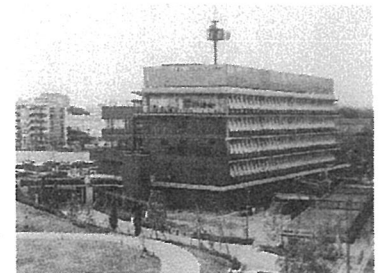
「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」は、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造拠点。「防災対策の促進」「子どもの健やかな育ち」「高齢者・障がい者を含むすべての市民の福祉の向上ならびに健康の保持増進」「生涯学習・スポーツ推進」といった多様な機能を集約している。市役所隣の成果市場移転をきっかけに、市の施設として購入・開発。

平常時は市民の「元気創造の拠点」として、災害時には三鷹市全体の「災害対策拠点」として一時避難場所の機能や災害物資等の搬送拠点の機能などを担う。

- 5階 総合防災センター
- 4階 生涯学習センター、三鷹市芸術文化協会
- 3階 福祉センター、三鷹市社会福祉協議会
- 2階 総合保健センター
- 1階 子ども発達支援センター、三鷹市スポーツと文化財団
- 地下 SUBARU総合スポーツセンター、三鷹市体育協会



<元気創造プラザ入口>



<元気創造プラザ>

② 「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の現状と運営方式について

スポーツと文化財団が生涯学習センター・スポーツセンターと公園部分を財団の指定管理で運営している。防災等は市の直轄。施設運営協議会を月に1回開催。フロア毎の情報共有をしている。台風・大雪などの情報も共有している。スポーツは財団から民間に委託し、多くのスポーツを実施している。

③ 今後の課題と方針について

点在する施設の改修となると、市民の活動を止めないといけない。ぎりぎりまで前の施設を使えた。

元気創造プラザの総点検。新しい施設だからこそ、市民にフィットすべきである。

④ その他

1) コロナ対策

- ・多目的室をコロナ対策室に活用している。
- ・多目的体育室がワクチン接種会場になっている。

2) スポーツ教室

- ・団体登録6人から使用できる。個人利用の日・時間を設定し団体登録していない市民でも利用できる。

3) 施設利用数

- ・これまで81万人。そのうち50万人がスポーツ。

6 本市に活かせること。

- ① 点在する施設を効率よく活用するための複合施設の必要性。
- ② 施設内に家族更衣室がある。
- ③ 「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」という考えは、本市にも活かせる。
- ④ 民間の活用。



<家族更衣室の表示>

様式第8号 (第5条関係)

政務活動費支出内訳書

- |      |          |             |        |
|------|----------|-------------|--------|
| 支出科目 | 1. 調査研究費 | 2. 研修費      | 3. 広報費 |
|      | 4. 広聴費   | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 |
|      | ⑦ 資料作成費  | 8. 資料購入費    | 9. 人件費 |
|      | 10. 事務所費 |             |        |

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額 (円)	備 考
1	R4. 5. 16	会派コピー代 (4月分)	酒田市	7	領収書・支払報告書
2	R4. 6. 6	会派コピー代 (5月分)	酒田市	14	領収書・支払報告書
3	R4. 7. 8	会派コピー代 (6月分)	酒田市	345	領収書・支払報告書
4	R4. 8. 4	会派コピー代 (7月分)	酒田市	7	領収書・支払報告書
5	R4. 9. 6	会派コピー代 (8月分)	酒田市	42	領収書・支払報告書
6	R4. 10. 4	会派コピー代 (9月分)	酒田市	306	領収書・支払報告書
7	R4. 11. 11	会派コピー代 (10月分)	酒田市	84	領収書・支払報告書
8	R5. 1. 10	会派コピー代 (12月分)	酒田市	147	領収書・支払報告書
9	R5. 2. 8	会派コピー代 (1月分)	酒田市	79	領収書・支払報告書
10	R5. 3. 2	会派コピー代 (2月分)	酒田市	284	領収書・支払報告書
11	R5. 3. 17	会派コピー代 (3月分)	酒田市	77	領収書・支払報告書
合 計				1,392	

998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥7 円
納期限	令和4年5月16日

摘要	会派等コピー代(4月分)
----	--------------

発行日 令和4年5月2日  
管理番号 0012137-003

酒田市長 丸山 至



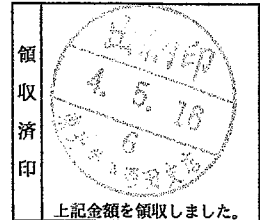
下記の場所にてお支払ください。  
庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)

062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥14 円
納期限	令和4年6月15日

摘要	会派等コピー代(5月分)
----	--------------

発行日 令和4年6月1日  
管理番号 0020887-003

酒田市長 丸山 至



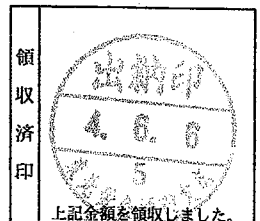
下記の場所にてお支払ください。  
庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)

062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥345 円
納期限	令和4年7月15日

摘要	会派等コピー代(6月分)
----	--------------

発行日 令和4年7月1日  
管理番号 0029876-003

酒田市長 丸山 至



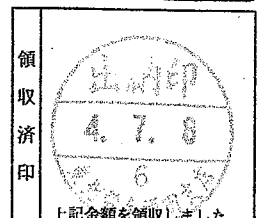
下記の場所にてお支払ください。  
庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)

062049 山形県

酒田市

(納入者用)





998-8540  
酒田市本町2-2-45

市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥7 円
納期限	令和 4 年 8 月 15 日

摘要	会派等コピー代(7月分)
----	--------------

発行日 令和 4 年 8 月 1 日  
管理番号 0038937-003

酒田市長 丸山 至



下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45

市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥42 円
納期限	令和 4 年 9 月 15 日

摘要	会派等コピー代(8月分)
----	--------------

発行日 令和 4 年 9 月 1 日  
管理番号 0047929-002

酒田市長 丸山 至

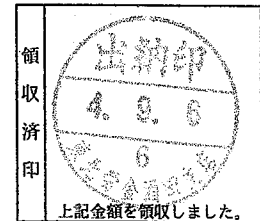


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45

市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥306 円
納期限	令和 4 年 10 月 17 日

摘要	会派等コピー代(9月分)
----	--------------

発行日 令和 4 年 10 月 3 日  
管理番号 0056512-003

酒田市長 丸山 至

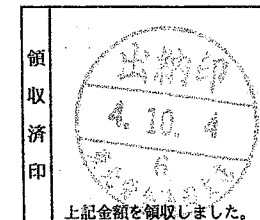


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥84 円
納期限	令和 4 年 11 月 15 日

摘要	会派等コピー代(10月分)
----	---------------

発行日 令和 4 年 11 月 1 日  
管理番号 0065252-003

酒田市長 丸山 至



下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥147 円
納期限	令和 5 年 1 月 18 日

摘要	会派等コピー代(12月分)
----	---------------

発行日 令和 5 年 1 月 4 日  
管理番号 0085200-003

酒田市長 丸山 至

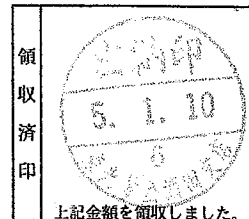


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45  
市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥79 円
納期限	令和 5 年 2 月 15 日

摘要	会派等コピー代(1月分)
----	--------------

発行日 令和 5 年 2 月 1 日  
管理番号 0093356-003

酒田市長 丸山 至

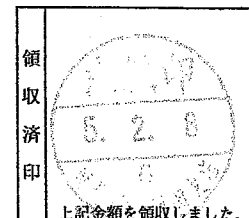


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45

市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥284 円
納期限	令和 5 年 3 月 15 日

摘要	会派等コピー代(2月分)
----	--------------

発行日 令和 5 年 3 月 1 日  
管理番号 0103158-003

酒田市長 丸山 至

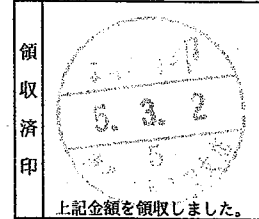


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



998-8540  
酒田市本町2-2-45

市政研究会 様

### 納入通知書・領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金額	¥77 円
納期限	令和 5 年 3 月 31 日

摘要	会派等コピー代(3月分)
----	--------------

発行日 令和 5 年 3 月 16 日  
管理番号 0108550-003

酒田市長 丸山 至

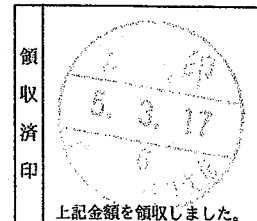


下記の場所にてお支払ください。  
荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行  
東北労働金庫、鶴岡信用金庫  
庄内みどり農協、袖浦農協、山形県漁協

(郵便局、ゆうちょ銀行では納入できません)  
062049 山形県

酒田市

(納入者用)



様式第8号 (第5条関係)

政務活動費支出内訳書

支出科目

- 1. 調査研究費
- 4. 広聴費
- 7. 資料作成費
- 10. 事務所費

- 2. 研修費
- 5. 要請・陳情活動費
- ⑧ 資料購入費

- 3. 広報費
- 6. 会議費
- 9. 人件費

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額 (円)	備 考
1	R4.9.20	D-file (2022年度年間購読誌代)	イマジン出版株式会社	60,000	領収書・支払報告書
2		同 振込手数料		110	領収書・支払報告書
3					領収書・支払報告書
4					領収書・支払報告書
5					領収書・支払報告書
6					領収書・支払報告書
7					領収書・支払報告書
8					領収書・支払報告書
9					領収書・支払報告書
合 計				60,110	

領収証

酒田市議会

No. ....

市政研究会 様

金額

¥60,000

但自治体情報誌「デイファイブ」2022年度年間購読料と17

2022年 9月 20日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等( %)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
イマジン出版株式会社  
代表取締役 片岡

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100	6	通常払込 特金加入 普通印
	34749		
加入者名	イマジン出版株式会社		
金額	千	百	十
	万	千	百
	十	円	
	¥ 60000		
ご依頼人	山形県酒田市本町2-2-45 酒田市役所 議会事務局 酒田市議会 市政研究会 様		
料 金	N94140004 印 04-09-20 酒田東泉町 郵便局		
備 考	現金払 (85142)		
	料金 110円		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。